

指定計画相談支援 宇治市福祉サービス公社障害者相談支援センター
重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）」第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業所が説明するものです。

1. 事業者

名 称	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
所在地	京都府宇治市宇治琵琶 1－3
電話番号	0 7 7 4－2 8－3 1 5 0
代表者氏名	理事長 栢木 利和
設立年月	平成 9 年 3 月 2 5 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定相談支援事業所 平成 2 4 年 4 月 1 日指定 宇治市 第 2631200520 号
事業の目的	障害者総合支援法及びその他諸法令に従って、お客様ができる限り居宅において、その心身の状態に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の立場に立った適切な計画相談支援の提供を行います。
事業所の名称	一般財団法人宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター
事業所の所在地	京都府宇治市宇治琵琶 1－3
電話番号／FAX	0 7 7 4－2 8－3 1 1 1／ 0 7 7 4－2 8－3 1 9 0
管理者氏名	矢野 博之
事業所の運営方針	お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、お客様およびその家族のニーズを的確に捉え、お客様が必要とするサービスを提供します。
開設年月	平成 2 3 年 1 月 1 日

3. 事業実施地域

宇治市内

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとします。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	9時00分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～17時00分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職種	資格	常勤	非常勤	合計
1. 管理者 (相談支援専門員兼務)	社会福祉士 精神保健福祉士	1名		1名
2. 相談支援専門員	社会福祉士 精神保健福祉士	1名		1名

当事業所では、利用者に対して指定相談支援事業を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供する事業と利用料金

(1) サービス内容

センターで行う指定相談支援の内容は、次のとおりです。

- 1) 日常生活全般に関する相談
- 2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- 3) サービス利用計画の作成及び評価
- 4) 訪問による継続的なモニタリング
- 5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- 6) 1) から4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

① サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に対して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画の原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等とあらかじめ決められた期間ごとに面接し、経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者へ通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①基本料金

指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。

区分 \ 取扱件数	40 件未満	40 件以上
サービス利用支援費	18,875 円	7,583 円
利用者負担額	0 円	0 円
継続サービス利用支援費	16,140 円	6,278 円
利用者負担額	0 円	0 円

②加算項目

事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額
利用者負担上限額管理加算	1,554 円	0 円
初回加算	3,108 円	0 円
主任相談支援専門員配置加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 3,108 円 (Ⅱ) 1,036 円	0 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 3,108 円 (Ⅱ) 1,554 円	0 円
退院・退所加算	3,108 円	0 円
居宅介護支援事業所等連携加算	(情報提供以外) 3,108 円 (情報提供) 1,554 円	0 円
医療・保育・教育機関等連携加算	(計画作成月) 2,072 円 (モニタリング月) 3,108 円 (通院同行) 3,108 円 (情報提供) 1,554 円	0 円
集中支援加算	(訪問、会議開催、 会議参加、通院同 行) 3,108 円 (情報提供) 1,554 円	0 円
サービス担当者会議実施加算	1,036 円	0 円
サービス提供時モニタリング加算	1,036 円	0 円
行動障害支援体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 621 円 (Ⅱ) 310 円	0 円
要医療児者支援体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 621 円 (Ⅱ) 310 円	0 円
精神障害者支援体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 621 円 (Ⅱ) 310 円	0 円
高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 621 円 (Ⅱ) 310 円	0 円

③交通費

宇治市地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、相談支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要です。交通費実費とは、公共交通機関を使用した場合は運賃、公用車両を使用した場合は通常の実施地域を越えた地点から 1 kmあたり 10 円を現金で直接当事業所にお支払いいただきます。

④複写物の交付（コピー費用）

サービス実施記録等の複写（コピー）を希望する場合の費用は、1 枚につき 10 円を現金

で直接当事業所にお支払いいただきます。

※事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、事業者が計画相談支援給付費の代理受領を行わない場合は、いったん全額をお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

7. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

☆サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

☆利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

☆相談支援専門員は、契約に対する計画相談支援の提供に当って、以下に該当する行為は行いません。

- ① お客様やご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ② お客様やご家族に対する宗教行為、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ③ お客様、ご家族と従業員の間で私的にSNS（ソーシャルネットワークサービス）の電子媒体を介した登録（友達登録）及び個別的なメール（LINE、Facebook、Twitter 等）のやりとりをする行為
- ④ お客様、ご家族と従業員の間で私的な関係により連絡や訪問する行為

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

（１）利用者の記録と開示

本事業所では、事業提供ごとに、実施日時及び実施した事業内容などを記録し、利用者にご内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、事業提供日より5年間保存します。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ・ サービス利用計画
- ・ アセスメントの記録
- ・ サービス担当者会議等の記録
- ・ モニタリング結果の記録
- ・ 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省で義務づけられた市町村への通知事項
- ・ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

(2) 秘密保持及び個人情報の取り扱いについて

①秘密保持

1. 事業者は、個人情報保護規程に基づき、お客様にサービスを提供する際に知ることのできたお客様及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者にもらしません。
2. 事業者は、お客様及びそのご家族の同意を得て、サービス担当者会議やその他必要最低限の範囲内で、お客様およびそのご家族の個人情報を用いる事ができるものとします。また、非常災害等（地震・風水害、建物被害等・新型コロナウイルス感染症等）において、業務の継続・維持を図るため、職員に在宅での勤務を命じた場合等、事業者の規程に基づき、個人情報を用いる事ができるものとします。
3. 事業者は、従業員その他事業に携わっていたものが在職中に知り得たお客様及びそのご家族に関する秘密を、退職後も第三者に漏らさないよう、必要な措置をとります。

②個人情報の取り扱いについて

事業者がお客様から収集したお客様の個人情報の開示の申し出がある場合は、事業者の個人情報保護規程に基づき対応します。これらを希望する場合には、個人情報保護相談窓口までお問い合わせください。

9. 感染症対策

感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。

10. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 センターは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

11. 虐待の防止及び権利擁護のための措置

事業者は虐待及び身体拘束のような人権を無視した行為はいたしません。併せて人権の擁護に努めるための以下の体制を整えます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	職名：管理者	氏名：矢野 博之
-------------	--------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止・身体拘束等の禁止を啓発・普及するための研修を実施し

ています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置をしています。

12. 苦情等の受付

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（ご利用相談室）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の個人情報に関する相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ご利用相談室＜苦情受付窓口（担当者）＞ [事業所長] 川北 雄一郎

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所の事業に対するご意見などをいただいています。お客様は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連 絡 先
山花 啓伸	
高田 智恵子	

(3) 行政機関その他苦情受付機関

宇治市役所障害福祉課	所在地	宇治市宇治琵琶33
	電話番号	(0774) 22-3141
	受付時間	8時30分～17時00分（土・日・祝日除く）
京都府山城北保健所	所在地	宇治市宇治若森7-6
	電話番号	(0774) 21-2191
	受付時間	8時30分～17時00分（土・日・祝日除く）
京都府社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都5階
	電話番号	075-252-2152
	受付時間	9時00分～17時00分（土・日・祝日除く）

13. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに京都府及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

